

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県企業庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	77.8%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.1%	
全職員	74.9%	※2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	※3
本庁課長相当職	—	※3
本庁課長補佐相当職	94.3%	
本庁係長相当職	72.4%	

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	※3
31～35年	—	※3
26～30年	44.6%	
21～25年	94.8%	
16～20年	—	※3
11～15年	—	※3
6～10年	92.3%	
1～5年	64.5%	

説明欄

※1 相対的に給与水準の高い課長相当職以上および勤続年数31年以上の女性職員が不在である。また、扶養手当や児童手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は94.3%、児童手当の受給者に占める男性職員の割合は94.1%である。

※2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は20%であるのに対し、女性職員では28%となっており、相対的に給与水準の低い職員が若干女性職員に偏っている。

※3 対象職員は男性職員のみのため「—」としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。